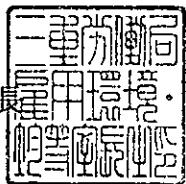


平成29年6月26日

関係団体各位

三重労働局

雇用環境・均等室



最低賃金及び賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業等の周知について（協力依頼）

労働行政の円滑な推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成29年3月28日の働き方改革実現会議で決定された「働き方改革実行計画」において、「最低賃金については、年率3%程度を目指として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げていく。これにより、全国加重平均が1,000円となることを目指す。このような最低賃金の引き上げに向けて、中小企業、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る」とされるとともに、「賃上げに積極的な企業等を後押しするため、税制、予算措置など賃上げの環境整備に取り組む」とされたところです。また、本年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017」及び「未来投資戦略2017」においても、同様の趣旨が盛り込まれています。

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、平成29年度においては、最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等のための支援を行っています。

つきましては、別添リーフレット等を参考に、傘下の団体等に対し、業務改善助成金、キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）及び人事評価改善等助成金の周知について格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。